三五の二、三六から三八まで、四〇、四〇の一、四一の一、四二、字上小田敷三二、三三、三三の一、三四から三六まで、大字東薗目字湯戸二から四まで、字川又一二の一、二二の一、二二の二、二三の一から二三の三まで、二四の三、二四の六、字折地九の一、一〇、一一の二、一二、二三、三七の四、三七の六、三七の八、字橋沢二の三、八の一、一一の一、一三、一四の三から一四の六まで、一五、一六の一から一六の三まで、一六の四（次の図に示す部分に限る。）、一七、一八、一九の五、字大野畑三の一、四の一、五の一、一五、一六の二、三七の一、三八の二、三九、四一の一、四三の一、字下小沢三二、三二の二、字上小沢四三、四三の一、四四、字古川一四、一四の一、字大畑ケ三の二、一三の三、一四の一、三七の一、字大松洞一、三、字弓バ三七の七、字儘下一七、一八、二〇から二二まで、三六の二、三七の四、三八の二、設楽町清崎字柿木貝津九の四、津具字切畑三、四、六の一、六の三、七の一、七の三、九の八二、字椿沢九の二三、九の九四、字高笹三の二三（次の図に示す部分に限る。）、三の一一〇、字井ノ口一の二一、一の二二、字木戸ケ洞一〇の六、一〇の八七、字本沢七の四四、字梨ケ嶽一の一二、一の四二、一の四三、一の四五から一の五二まで、一の五八から一の六三まで、字飯篠島一の三二から一の三五まで、字箱渕一の二九、一の四九、字東山二の一八、二の二五、二の二六、二の二八、二の三六、二の三七、二の五五、川向字タキノ入一の二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字伊香一七の二・字横手四九・五〇の一・字川又二三の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市川面町土平四から六まで、二七、登婦志五一、五二、稲武町ナメイリ四、五・六の一・六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、桑原町山形四九四、四九五、大野瀬町タシロ三三の一、三三の三、三四、日ヨモ五四から五六まで、大ワダ九の四、岡崎市奥殿町字戸井田洞三二、三五、三五の一、三五の二、三八の一、大柳町字幸田一一、東河原町字ヒッコシ一の一・二・三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の五、四、六、字滝沢口一六、二二、二七・字上トッコウ一一の一・一八の三・二三・二四の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一二から一七まで、一八の一、字下トッコウ二六、二七の一、字トウノス一〇、一一、二八の一、三〇の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

ナメイリ五・六の一・六の二・山形四九四・四九五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市怒田沢町奥山一六の一、一六の二、一六の四、一七の八

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市川面町土平四から六まで、二七、登婦志五一、五二、稲武町ナメイリ四、五・六の一・六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、桑原町山形四九四、四九五、大野瀬町タシロ三三の一、三三の三、三四、日ヨモ五四から五六まで、大ワダ九の四、岡崎市奥殿町字戸井田洞三二、三五、三五の一、三五の二、三八の一、大柳町字幸田一一、東河原町字ヒッコシ一の一・二・三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の五、四、六、字滝沢口一六、二二、二七・字上トッコウ一一の一・一八の三・二三・二四の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一二から一七まで、一八の一、字下トッコウ二六、二七の一、字トウノス一〇、一一、二八の一、三〇の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

ナメイリ五・六の一・六の二・山形四九四・四九五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　愛知県豊田市怒田沢町奥山一六の一、一六の二、一六の四、一七の八

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字横野字大河内一の一六、二の二、二の三、西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平五四六一の二、五四六三の二、五四六八の一四、宮崎市清武町今泉字石坂乙一一四三の五、乙一一七七の一、乙一一九三の一、田野町字倉谷甲八〇〇九の一、甲八〇〇九の五、字西平甲一〇五五一の二四、甲一〇五五四の二

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　宮崎県小林市大字細野字千谷四七〇九の乙、大字東方字城ケ迫一〇四六の六、一〇四六の八三、野尻町東麓字加例谷五〇九の三九、五〇九の四三、東諸県郡綾町大字入野字平ノ山四八〇の一、四八六の一六、四八六の二二、西臼杵郡高千穂町大字岩戸字塩井ノ宇曽二〇一一、二〇一二の二、字折原三八三六の五、三八七三の一、三八七四の一、日之影町大字岩井川字古後梅四七九四の三、四七九四の七、四七九七の一から四七九七の三まで、四七九八の一、四七九八の二、四八一〇の一、四八一〇の五から四八一〇の七まで、大字七折字石棚七三九三、字戸川七三九六、大字分城字河内一四七一の一（次の図に示す部分に限る。）、一四六九の五、一四七一の五、一四七九の一三

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字千谷四七〇九の乙・字城ケ迫一〇四六の八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇四六の六、字加例谷五〇九の三九・五〇九の四三・字平ノ山四八〇の一・四八六の一六・四八六の